二　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し

三　［略］

3　法第二十一条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所

二　主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍

三　受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

（認定証の交付）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、第一項の規定により交付を受けた認定証を内閣総理大臣に返納することができる。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

（変更の認定の申請等）

第二十九条　［略］

2　［略］

3　法第二十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第二十一条第二項第四号に掲げる事項の変更

二　法第二十一条第二項第五号に掲げる事項の変更であって、次に掲げるもの以外のもの

イ　受信設備の場所の変更

ロ　受信設備の追加

三　第二十三条第三項第一号に掲げる事項の変更

四　第二十三条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなること又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）

五　第二十三条第三項第三号に掲げる事項の変更

六　［略］

4　［略］

（帳簿の記載事項等）

第三十条　法第二十三条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

五　衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況

2　［略］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工、複写若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［号を加える。］

四　［同上］

［項を加える。］

（認定証の交付）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（変更の認定の申請等）

第二十九条　［同上］

2　［同上］

3　法第二十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名の変更であって、役員又は使用人の変更を伴わないもの

二　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合のその管理を行う者の氏名又は名称の変更であって、当該管理を行う者の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　［同上］

4　［同上］

（帳簿の記載事項等）

第三十条　法第二十三条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～四　同上］

五　衛星リモートセンシング記録の加工又は消去の状況

2　［同上］

3　法第二十一条第一項の認定を受けた者は、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、第一項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から五年間保存しなければならない。